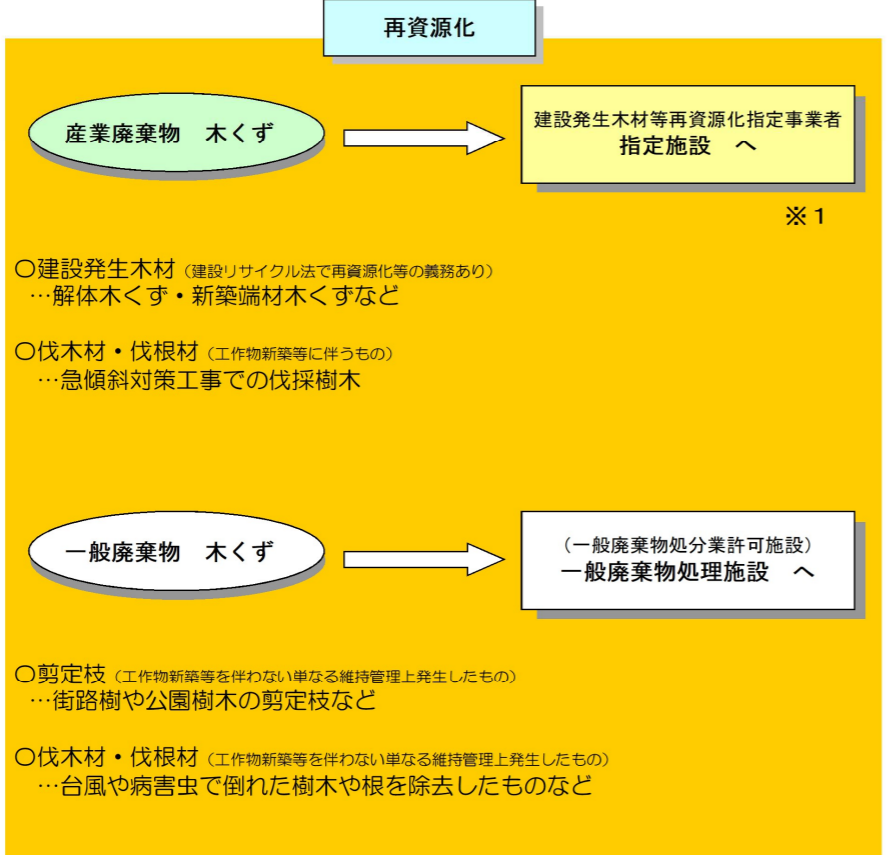
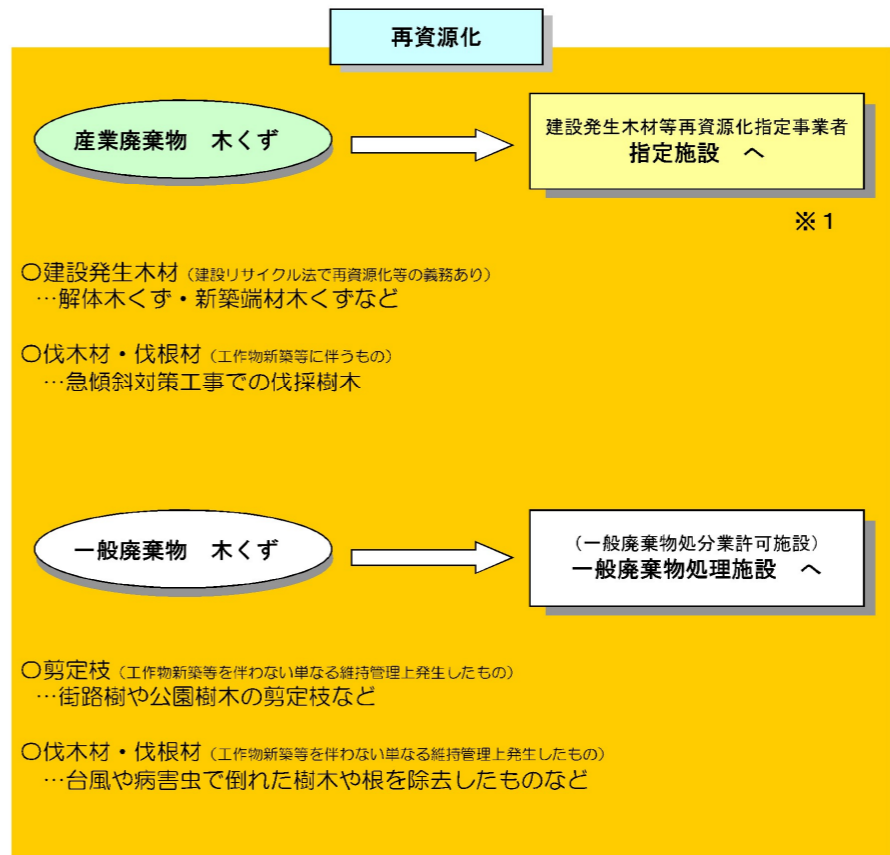


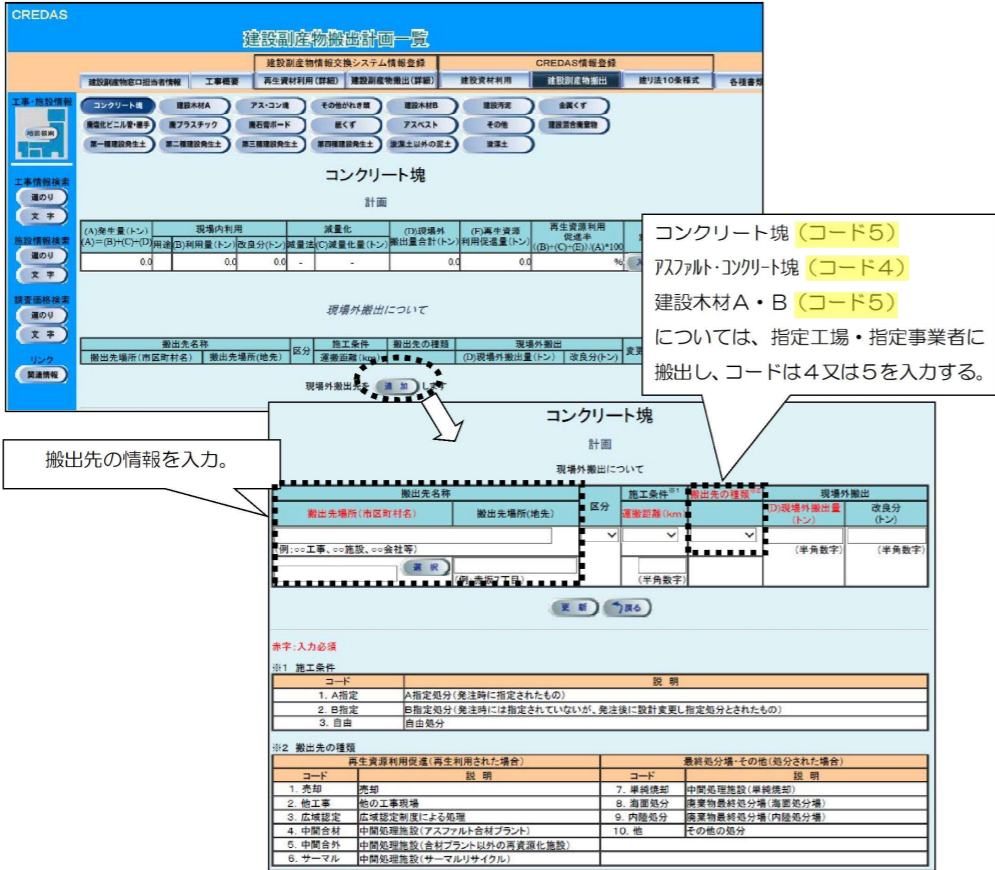
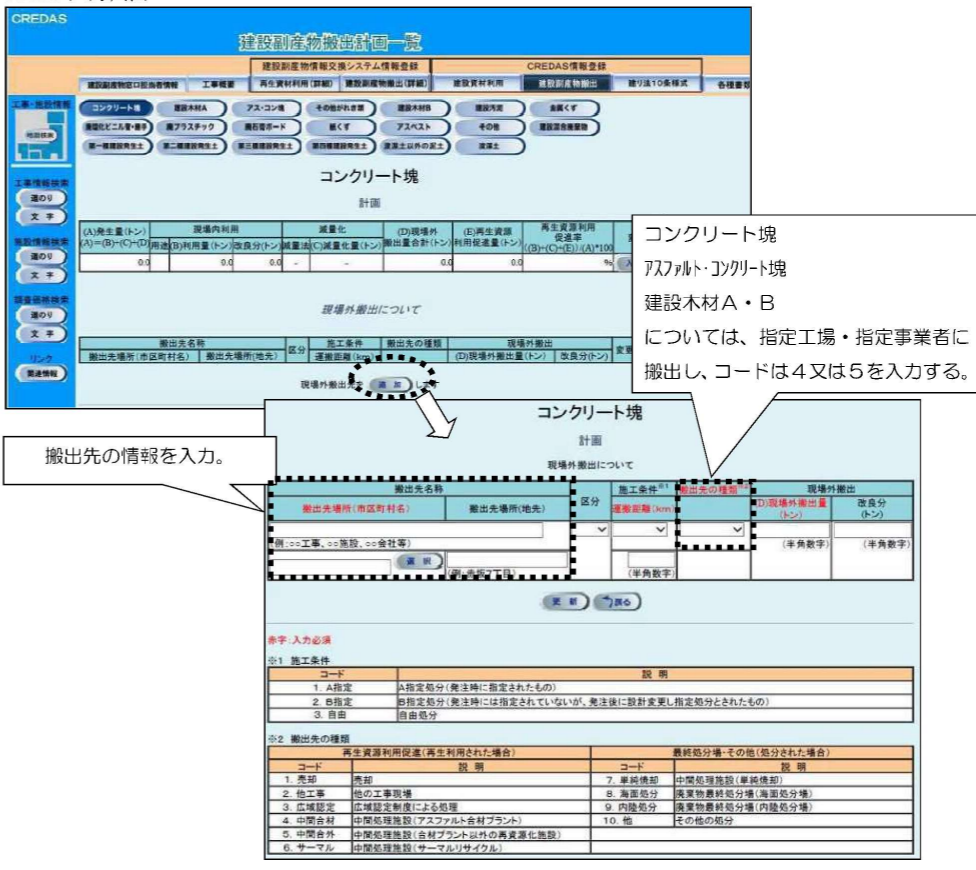
土木工事書類作成マニュアル（令和5年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-13</p>	<p>5 県土整備局発注工事における建設発生木材等の取扱いについて</p> <p>県土整備局発注工事においては、平成17年4月から、建設発生木材等をあらかじめ指定事業者として登録した者（指定事業者）の施設で再資源化することで、不適正処理を防止するとともに一層のリサイクルを推進することとしました。</p>  <p>※1 指定事業者の登録名簿は、 神奈川県ホームページ「建設発生木材等再資源化指定事業者 登録名簿」 《URL》http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4071/p11964.html</p> <p>添3-13</p>	<p>5 県土整備局発注工事における建設発生木材等の取扱いについて</p> <p>県土整備局発注工事においては、平成17年4月から、建設発生木材等をあらかじめ指定事業者として登録した者（指定事業者）の施設で再資源化することで、不適正処理を防止するとともに一層のリサイクルを推進することとしました。</p>  <p>※1 指定事業者の登録名簿は、 神奈川県ホームページ「建設発生木材等再資源化指定事業者 登録名簿」 《URL》http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f4071/p11964.html</p> <p>添3-13</p>	<p>URL修正</p>

土木工事書類作成マニュアル（令和5年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-14</p>	<p>6 建設副産物実態調査（センサス）</p> <p>○調査目的 建設副産物の処理実態を把握するために実施する統計調査</p> <p>○調査票の種類</p> <p>① 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー 搬入する建設資材 9 品目 ※該当品目がない場合には、「その他の建設資材」のタブに入力する。</p> <p>② 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー 搬出する建設副産物 15 品目</p> <p>○調査対象工事 資材の使用、建設副産物の発生の有無にかかわらず 100 万円以上の全工事が対象</p> <p>○調査方法 「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に記載された方法に従って、『建設副産物情報交換システム（COBRIS）^{*1}』によりデータを作成する。</p> <p>COBRIS のホームページ：http://www.recycle.jacic.or.jp/ (COBRIS の利用申し込みは次ページ参照) (操作方法はCOBRIS ホームページの「各種マニュアル」→「建設副産物情報交換システム」の「操作マニュアル（排出事業者用）」を確認)</p> <p>①当初契約時点でのデータを入力(「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成)</p> <p>②工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画)」を印刷し、監督員に提出</p> <p>③工事完成時に最終データを入力し「再生資源利用(促進)実施書」に書き換え</p> <p>④各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認</p> <p>⑤工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(実施)」及び上記④で確認した「チェックリスト」を印刷し、監督員に提出</p> <p>⑥監督員に登録データの確認を受ける</p> <p>※1 COBRISとは、一般財団法人日本建設情報統合センター（JACIC）が提供するインターネットを利用したシステムで、使用者は発行されたIDとパスワードにより専用のWEBサイトからログインして使用するため、パソコンへのソフトウェアのインストールは不要、操作性もこれまでのCREDAS^{**2}とほぼ同様です。 なお、COBRISの利用にあたっては、<u>工事を監理できる支店・事務所単位</u>^{**3}で利用料金が発生します。県発注工事では、利用料金は共通仮設費に既に含まれています。</p> <p>※2 CREDASは平成30年3月31日付で廃止されています。平成29年度以前の工事のみCREDASによる調査票の作成及び提出が可能です。</p> <p>※3 支店、営業所などが対象（各工事現場の現場事務所は対象外）。1つの支店、営業所毎に1つのIDとなっており、1つのIDで複数名が同時にログインし、作業が可能。</p> <p>○その他 詳細な調査要領や記入要領は以下の県ホームページに公開しています。</p> <p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f7310/index.html</p> <p>添3-14</p>	<p>6 建設副産物実態調査（センサス）</p> <p>○調査目的 建設副産物の処理実態を把握するために実施する統計調査</p> <p>○調査票の種類</p> <p>① 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー 搬入する建設資材 9 品目 ※該当品目がない場合には、「その他の建設資材」のタブに入力する。</p> <p>② 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー 搬出する建設副産物 15 品目</p> <p>○調査対象工事 資材の使用、建設副産物の発生の有無にかかわらず 100 万円以上の全工事が対象</p> <p>○調査方法 「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に記載された方法に従って、『建設副産物情報交換システム（COBRIS）^{*1}』によりデータを作成する。</p> <p>COBRIS のホームページ：http://www.recycle.jacic.or.jp/ (COBRIS の利用申し込みは次ページ参照) (操作方法はCOBRIS ホームページの「各種マニュアル」→「建設副産物情報交換システム」の「操作マニュアル（排出事業者用）」を確認)</p> <p>①当初契約時点でのデータを入力(「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成)</p> <p>②工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画)」を印刷し、監督員に提出</p> <p>③工事完成時に最終データを入力し「再生資源利用(促進)実施書」に書き換え</p> <p>④各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認</p> <p>⑤工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(実施)」を印刷し、監督員に提出</p> <p>⑥監督員に登録データの確認を受ける</p> <p>※1 COBRISとは、一般財団法人日本建設情報統合センター（JACIC）が提供するインターネットを利用したシステムで、使用者は発行されたIDとパスワードにより専用のWEBサイトからログインして使用するため、パソコンへのソフトウェアのインストールは不要、操作性もこれまでのCREDAS^{**2}とほぼ同様です。 なお、COBRISの利用にあたっては、<u>工事を監理できる支店・事務所単位</u>^{**3}で利用料金が発生します。県発注工事では、利用料金は共通仮設費に既に含まれています。</p> <p>※2 CREDASは平成30年3月31日付で廃止されています。平成29年度以前の工事のみCREDASによる調査票の作成及び提出が可能です。</p> <p>※3 支店、営業所などが対象（各工事現場の現場事務所は対象外）。1つの支店、営業所毎に1つのIDとなっており、1つのIDで複数名が同時にログインし、作業が可能。</p> <p>○その他 詳細な調査要領や記入要領は以下の県ホームページに公開しています。</p> <p>http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7310/index.html</p> <p>添3-14</p>	<p>チェックリストの提出を追記</p> <p>URL修正</p>

土木工事書類作成マニュアル（令和5年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-15</p>	<p>建設副産物情報交換システム（COBRIS） 入力方法統一基準</p> <p>COBRIS 入力時に「搬出先の種類」等の選択間違いが多く発生しています。以下の入力方法に基づき搬出先の再確認をお願いします。</p> <p>COBRIS 入力画面</p>  <p>1 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A、Bについて 一定規模以上の工事（土木工事では 500 万円以上）は建設リサイクル法により再資源化等を行うことが定められています。そのため、「8. 最終処分」が選択されている場合、搬出先に誤りが無いか再確認して下さい。 なお、神奈川県の指定工場に搬出している場合は「4. 中間合材」又は「5. 中間合外」を選択して下さい。</p> <p>2 再生砂（RC-10）について 建設資材として再生砂（RC-10）を利用した場合、建設資材品目コードは「1. 土砂」、小分類コードは「8 再生コンクリート砂」を選択してください。</p> <p>添3-15</p>	<p>建設副産物情報交換システム（COBRIS） 入力方法統一基準</p> <p>COBRIS 入力時に「搬出先の種類」等の選択間違いが多く発生しています。以下の入力方法に基づき搬出先の再確認をお願いします。</p> <p>COBRIS 入力画面</p>  <p>1 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A、Bについて 一定規模以上の工事（土木工事では 500 万円以上）は建設リサイクル法により再資源化等を行うことが定められています。そのため、「8. 最終処分」が選択されている場合、搬出先に誤りが無いか再確認して下さい。 なお、神奈川県の指定工場に搬出している場合は「4. 中間合材」又は「5. 中間合外」を選択して下さい。</p> <p>2 再生砂（RC-10）について 建設資材として再生砂（RC-10）を利用した場合、建設資材品目コードは「1. 土砂」、小分類コードは「8 再生コンクリート砂」を選択してください。</p> <p>添3-15</p>	<p>コード追記</p>

土木工事書類作成マニュアル（令和5年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-16</p>	<p>7 県土整備局における「建設リサイクル資材」の率先利用について</p> <p style="text-align: center;">県土整備局公共工事グリーン調達基準</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">認定対象品目 16品目</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>神奈川県土整備局 建設リサイクル資材 評価実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生コンクリート二次製品 ・再生舗装用ブロック (平板、インターロッキング) ・再生木質ボード ・排水・通気用再生硬質塩化ビニル管 ・再生セラミックタイル ・再生ビニル系床材 ・再生人造鉱物繊維断熱材 (グラスウール断熱材・ロックウール断熱材) ・再生骨材コンクリート ・再生改良土 ・再生パーク堆肥 ・再生集成材・合板 ・再生モルタル ・再生流動性埋戻材 ・再生生コンクリート </div> <div style="width: 45%;"> <p>コンクリート塊等の処理及び 建設リサイクル資材に関する 事務取扱要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生骨材等 </div> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>神奈川県土整備局 建設リサイクル認定資材の募集</p> <p style="text-align: center;">認定資材募集</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審査</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">資材の認定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">調査（年4回実施*） * 4月・7月・10月・1月</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> <p style="text-align: center;">率先利用認定資材</p> <p style="text-align: center;">建設リサイクル認定資材一 覧表の率先利用認定資材欄 に○印が記入されたもの</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>率先利用認定資材は、 神奈川県ホームページ 「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の「建設リサイクル認定資材一覧表」 《URL》 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f7309/</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">「環境配慮型公共工事の推進」 に関する 特記仕様書</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">県の工事で利用 県の設計委託業務で利用</p> <p style="text-align: center;">添3-16</p> </div>	<p>7 県土整備局における「建設リサイクル資材」の率先利用について</p> <p style="text-align: center;">県土整備局公共工事グリーン調達基準</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">認定対象品目 16品目</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>神奈川県土整備局 建設リサイクル資材 評価実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生コンクリート二次製品 ・再生舗装用ブロック (平板、インターロッキング) ・再生木質ボード ・排水・通気用再生硬質塩化ビニル管 ・再生セラミックタイル ・再生ビニル系床材 ・再生人造鉱物繊維断熱材 (グラスウール断熱材・ロックウール断熱材) ・再生骨材コンクリート ・再生改良土 ・再生パーク堆肥 ・再生集成材・合板 ・再生モルタル ・再生流動性埋戻材 ・再生生コンクリート </div> <div style="width: 45%;"> <p>コンクリート塊等の処理及び 建設リサイクル資材に関する 事務取扱要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生骨材等 </div> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>神奈川県土整備局 建設リサイクル認定資材の募集</p> <p style="text-align: center;">認定資材募集</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審査</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">資材の認定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">調査（年4回実施*） * 4月・7月・10月・1月</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> <p style="text-align: center;">率先利用認定資材</p> <p style="text-align: center;">建設リサイクル認定資材一 覧表の率先利用認定資材欄 に○印が記入されたもの</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>率先利用認定資材は、 神奈川県ホームページ 「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の「建設リサイクル認定資材一覧表」 《URL》 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7x/cnt/f7309/</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">「環境配慮型公共工事の推進」 に関する 特記仕様書</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">県の工事で利用 県の設計委託業務で利用</p> <p style="text-align: center;">添3-16</p> </div>	<p style="color: red;">募集回数削除</p> <p style="color: red;">URL修正</p>

土木工事書類作成マニュアル（令和5年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要
<p>添付資料 3-17</p>	<p>特記仕様書3 R2.8.1</p> <p>工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書</p> <p>神奈川県土木整備局は「土木整備局の環境に配慮した公共工事の推進についてのガイドライン」に基づいて、環境に配慮した公共工事の推進を行うこととしている。</p> <p>本工事の実施にあたっては、このガイドラインの内容を理解した上で、下記の項目についての現場での環境配慮の取組方法を積極的に推進することを心がけること。</p> <p>なお、貴社がISO14001を取得している場合は、下記内容を参考に説明し相互理解を図ること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため、場内での重機のアイドリングストップ等を実施すること。 2. 場内で発生する、一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。 3. 現場から排出する建設副産物及び利用する資材については、建設副産物にかかる特記仕様書に準じ、「再生資源利用（促進）実施書」にもれなく記載すること。 4. 現場で利用する資材等は、神奈川県ホームページ（http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a62/cent/17309/）に掲載された「土木整備局公共工事グリーン調達基準」の利用方針を参考にすること。 また、下記の認定対象品目のうち、しりが記入されたものについては、神奈川県ホームページ（http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a62/cent/17309/）に掲載された「神奈川県土木整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の「優先利用認定資材」欄に○印が記入されたものの中から利用すること。 5. 工事現場の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。 6. 施工に際しては、建設副産物の発生抑制を心がけること。 7. 「コンクリート等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」等の趣旨に基づいて「再生砕石」、「再生加積材」の活用を推進すること。また、建設発生木材、建設発生土、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。 <p>（適用日） この特記仕様書は、令和2年8月1日から適用する。</p>	<p>特記仕様書3 R2.8.1</p> <p>工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書</p> <p>神奈川県土木整備局は「土木整備局の環境に配慮した公共工事の推進についてのガイドライン」に基づいて、環境に配慮した公共工事の推進を行うこととしている。</p> <p>本工事の実施にあたっては、このガイドラインの内容を理解した上で、下記の項目についての現場での環境配慮の取組方法を積極的に推進することを心がけること。</p> <p>なお、貴社がISO14001を取得している場合は、下記内容を参考に説明し相互理解を図ること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため、場内での重機のアイドリングストップ等を実施すること。 2. 場内で発生する、一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。 3. 現場から排出する建設副産物及び利用する資材については、建設副産物にかかる特記仕様書に準じ、「再生資源利用（促進）実施書」にもれなく記載すること。 4. 現場で利用する資材等は、神奈川県ホームページ（http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a62/cent/17309/）に掲載された「土木整備局公共工事グリーン調達基準」の利用方針を参考にすること。 また、下記の認定対象品目のうち、しりが記入されたものについては、神奈川県ホームページ（http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a62/cent/17309/）に掲載された「神奈川県土木整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の「優先利用認定資材」欄に○印が記入されたものの中から利用すること。 5. 工事現場の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。 6. 施工に際しては、建設副産物の発生抑制を心がけること。 7. 「コンクリート等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」等の趣旨に基づいて「再生砕石」、「再生加積材」の活用を推進すること。また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。 <p>（適用日） この特記仕様書は、令和2年8月1日から適用する。</p>	<p>土木工事書類作成マニュアル 添付資料 3-17</p> <p>特記仕様書3 R2.8.1</p> <p>工事における「環境に配慮した公共工事の推進」に関する特記仕様書</p> <p>神奈川県土木整備局は「土木整備局の環境に配慮した公共工事の推進についてのガイドライン」に基づいて、環境に配慮した公共工事の推進を行うこととしている。</p> <p>本工事の実施にあたっては、このガイドラインの内容を理解した上で、下記の項目についての現場での環境配慮の取組方法を積極的に推進することを心がけること。</p> <p>なお、貴社がISO14001を取得している場合は、下記内容を参考に説明し相互理解を図ること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化防止、工事現場周辺住民への環境配慮に資するため、場内での重機のアイドリングストップ等を実施すること。 2. 場内で発生する、一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用し、廃棄すべき物は適切な処理を行うこと。 3. 現場から排出する建設副産物及び利用する資材については、建設副産物にかかる特記仕様書に準じ、「再生資源利用（促進）実施書」にもれなく記載すること。 4. 現場で利用する資材等は、神奈川県ホームページ（http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a62/cent/17309/）に掲載された「土木整備局公共工事グリーン調達基準」の利用方針を参考にすること。 また、下記の認定対象品目のうち、しりが記入されたものについては、神奈川県ホームページ（http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a62/cent/17309/）に掲載された「神奈川県土木整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の「優先利用認定資材」欄に○印が記入されたものの中から利用すること。 5. 工事現場の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。 6. 施工に際しては、建設副産物の発生抑制を心がけること。 7. 「コンクリート等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」等の趣旨に基づいて「再生砕石」、「再生加積材」の活用を推進すること。また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。 <p>（適用日） この特記仕様書は、令和2年8月1日から適用する。</p>
	<p>添3-17</p>	<p>添3-17</p>	<p>URL修正</p>